

(株) プライシングジャパン

令和6年度

宅地建物取引士 登録実務講習のご案内

弊社の登録実務講習は連続2日間の通学対面形式スクーリング講習で行います。お申し込みされる場合は、この「講習のご案内」を終わりまでよく読み、【3】記載のコースのそれぞれの申込み締切日までにお手続きして下さい。

- ① 受講料は税込み12,100円です(振込先等の情報は【4】②をご覧ください)。
- ② 修了試験合格者には修了証を即日交付いたします(修了試験の合格基準は正誤式と記述式から各20問の出題で、各16問以上(80%以上)の正解で合格です)。
- ③ 受講生にはこのご案内を一番下までスクロールして頂くと記載されている特典もございますのでお気軽にご相談下さい。

【弊社の講習の特徴】

- ・ 2日間のスクーリング講習では中古マンションの売買に関する重要事項説明書・37条書面を作成し、重要事項の説明や契約書の説明をして頂きます。登録を受けた方が取引士証の交付まで受けるとは限りませんが、スクーリング講習では休憩時間と修了試験時間を除き、これらの科目を12時間行うよう宅建業法施行規則に定めております。重説を実際に行って頂き、きちんと理解した説明ができるよう訓練するため講師1人につき受講生20名まで(20名を超えた場合は、超えた割合に見合う講師が説明指導をしなければなりません。見張り役で置くのではありません)と定めており、国土交通省もこれを遵守するよう指導していますがこれに従わない指定講習機関もあります。おそらく単に宅建業での実務経験があるだけで、説明の訓練をさせた経験のない者が講師をしているからでしょう。スクーリングで学ぶべき科目と違う、休憩時間と修了試験時間を除き12時間講義を行っていない、受講生20名に1人の割合で講師が講義を行っていないのいずれか1つでも該当した場合は、国土交通省 不動産業課(TEL03-5253-8111(内線25-125))に連絡して下さい。しかしそれでは手遅れですので、まずは下記URL「http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000068.html」で各講習機関のホームページをご覧頂き、線書きと異なる内容が記載されていないか確認して下さい。

弊社は施行規則を遵守し、ライオンズマンションシリーズを展開する(株)大京の最盛期でトップセールスを誇り、ジェイパーク、アデニウムシリーズを展開した(株)ジョイントコーポレーションの最盛期で重説等の契約書類の作成からお客様のローン付け、引渡しまでを行う契約管理部門の責任者で現在も戸建て、マンション等の売買を行う者が講義をいたします。今後皆様が宅建業に従事した場合は、最初にするのが先輩・上司のお客様の重説事務になる可能性があります。重説事務はお客様を目の前にして行うためとても緊張しますし、質問に明確に答えられなければお客様への不信感にも繋がり、その後の引渡しに支障をきたすこともあります。そのようなことがあれば大問題ですのできちんと理解した説明ができるよう訓練いたします。また、模擬重説、模擬契約書を説明することで、試験対策で勉強した内容が実務の重説、契約書でどのように繋がるかを確認し、更なる理解を深めて下さい。

登録実務講習は1生に1度しか受けることができませんし、実際に宅建業に従事すればわかりますが、会社で模擬重説や模擬契約書を読んで訓練するようなことはありません。他社で受けた宅建登録実務講習はテキストを読むだけだった、バブルの頃の話ばかりをして最近の話をしなかった、判例を紹介するだけだった等の声もよく聞きます。後で弊社の講習を受けておけば良かったと言うことのないように是非弊社の登録実務講習を受講して下さい。

【お問い合わせ先・時間】

株式会社プライシングジャパン(担当：瀬古。営業時間：午前10時～午後6時)

フリーコール：0120-982-382

FAX：048-994-4357

e-mail：seko@pricing.jp

【1】講習概要

① 講習の制度について

- この講習は弊社が国土交通大臣の登録を受けた講習機関として実施するもので、試験合格者が登録を受けるためには原則として登録申請時までに宅地建物の取引に関し実務経験が2年以上必要となりますが、実務経験が2年未満の方は、この登録実務講習を修了することにより「2年以上の実務経験を有する者と同等以上の能力を有する者」と認められ宅地建物取引士資格の登録申請を行うことができます。したがって、登録実務講習の受講資格は宅地建物取引業での実務経験が2年未満であり、かつ、宅地建物取引士資格試験に合格していることとなります。
- 実務経験の算定等の詳細は、宅地建物取引士資格試験受験地である都道府県の担当窓口にて確認ください。

② 講習の申込みから受講、修了証交付までの流れ

(1) 受講申込み受付	令和5年10月1日(日)～令和6年3月14日(木) ※ 各コースごとに受付期間が異なりますのでご注意ください。 ※ 満席の場合は締め切り日前でも申し込みを終了いたします。
(2) お申込み手続き (パソコンや携帯をお持ちの方)	お申込みされる場合は、この画面右下に緑色の○枠で表示されている「お申し込みはこちら」ボタンをクリックして手続きを進めて下さい。事前に下記(ア)～(ウ)をスマホ等で写真を撮りそのままJPEGで保存して下さい。 (ア) 顔写真 (イ) 受講料振込明細(ネットバンクの場合は、振り込み内容が分かる画面) (ウ) 合格証明書 ※ 最初に実務経験2年未満の確認ボタンをチェックし、ご希望のメールアドレスを入力し送信ボタンを押してください(@ezweb.ne.jpは使用しないで下さい。受講票が添付できない事案が多く発生しています)。その後、メールアドレスにお申込内容の入力ができるURLが送られますので、それを開いて必要な入力をして下さい。 全て入力した後に完了ボタンを押すと、画面上に「管理業務主任者登録実務講習お申し込みありがとうございます」と表示され、すぐにお客様のメールアドレスにも同様の文言のメールが自動送信されます(ネットショッピングした場合も注文ボタンを押すと、その後、注文承りました等の自動返信メールが来ますよね。それと同様です)が、弊社のお申込フォームとお客様がパソコン等で入力した後に押された送信時の相性の悪さ等によってはそれらが出ない、来ないことがあります。この場合はお申し込みが完了しておりませんので最初からお申し込み手続きをやり直して下さい。再度やり直す(2回目を行う)と表示や自動返信メールが届くと思いますが、それでも出ない、来ないときは弊社にお問い合わせ下さい。他の方法にてお申し込みをして頂きます。 ※ パソコンや携帯をお持ちでない方は【4】のお申し込み手続きとなります。

<p>(3) 受講票のメール及びテキストの郵送。約1か月間の通信講習の開始</p>	<p>お申し込み後、3日以内に受講票を添付してメールします。 ※ 何らかの原因により受講票の添付が無い、届かない場合があります。この場合は再送いたします(受講期日を過ぎてから受講票を送ることはありません)ので、届かない場合は必ずご連絡下さい。 ※ パソコンや携帯をお持ちでない方でもメールアドレスを記載された方には受講票をメールで送ります。メールアドレスをお持ちでない方には講習申込書に記載された送付先に普通郵便にて送ります。 ※ テキストは講習申込書に記載された送付先に3日以内に郵送します(ただし、直近の講習より後の講習をお申込みの場合は、直近の講習の締切日後3日以内に受講票を添付してメール及びテキストを郵送します)。受講票及びテキストは後日行われるスクーリング講習の際にご持参(受講票は携帯に保存でも構いません)頂きますので大切に保管して下さい。テキストが届きましたら受講票をご確認の上通信講習を開始して下さい。 ※ 通信講習では必ず一定時間の動画を視聴して頂きます。</p>
<p>(4) スクーリング講習(2日間)</p>	<p>講習会場に受講票等を持参して下さい。スクーリング講習は2日間の日程で概ね12時間で実施いたします。</p>
<p>(5) 修了試験</p>	<p>通信講習及びスクーリング講習で学習した内容から出題(正誤式及び記述式から各20問の出題で、各16問以上(80%以上)の正解で合格) ・スクーリング講習2日目の最終時間に実施します。 ・合否、採点結果、試験問題等に関する問い合わせには一切応じません。 ・修了試験の不合格者に対する再試験は行いません。 ※ 再度受講をする場合も各講習コースの全課程を修了していただく必要があります。その場合の講習は有料となります。</p>
<p>(6) 修了証交付</p>	<p>通信講習及び2日間のスクーリング講習をすべて受講し、修了試験に合格した受講生には、「登録実務講習修了証」を即日交付いたします。</p>

【2】講習科目等

「通信講習」で下記の科目を約1ヶ月間学習します(宅建業法施行規則第13条の21第4号)。

※ 通信講習では必ず一定時間の動画を視聴して頂きます。

- 1：取引士制度の概要、取引士の役割及び義務
- 2：受付、物件調査、価格査定の実務に関する事項
- 3：媒介に関する事項
- 4：宅地又は建物の取引に係る広告に関する事項
- 5：宅地及び建物の取引条件の交渉に関する事項
- 6：法第35条第1項及び第2項の書面の作成に関する事項
- 7：宅地及び建物の取引に係る契約の締結、履行に関する事項
- 8：宅地及び建物の取引に係る資金計画及び税務に関する事項
- 9：紛争の防止に関する事項

「スクーリング講習」で下記の科目を12時間学習します(宅建業法施行規則第13条の21第4号)。

- 1：取引の目的となる宅地又は建物の調査手法に関する事項
- 2：法第35条第1項及び第2項に規定する説明の実施に関する事項
- 3：宅地又は建物の取引に係る標準的な契約書の作成に関する事項

【3】スクーリング講習開催日

① 実施期間：令和5年12月26日(火)～令和6年4月14日(日)

開催時間：各コースとも2日間(共に10:00～18:00)

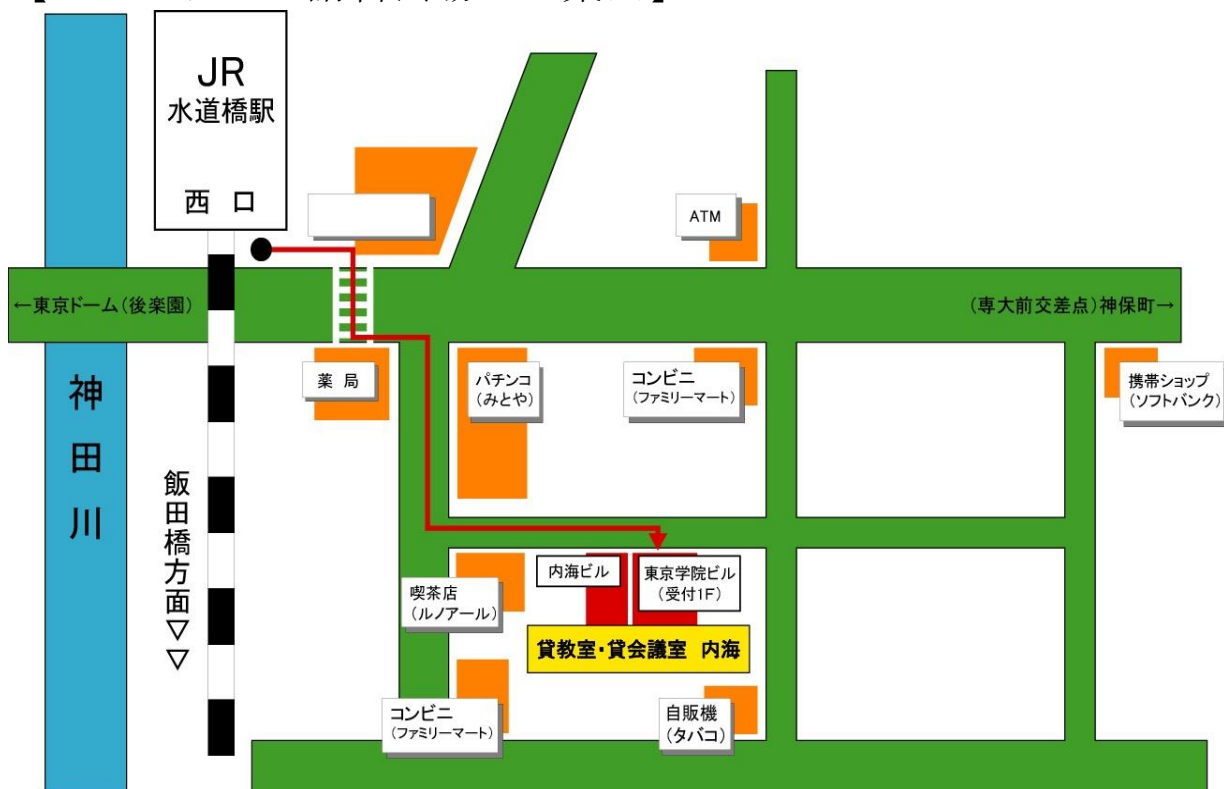
(ご注意)

- ・下記日程は、荒天その他やむを得ない事由により変更又は中止になる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・昼休みほか適宜休憩時間を設けます。なお、昼食のご用意はしておりませんので各自でおとり下さい。
- ・受講コースの決定は弊社が行います。第1希望のスクーリング講習のコースが満席の場合には、弊社より受講可能な他コース等のご連絡(電話又はメールにより)致します。この連絡を受けた方は、弊社の指定する日までに希望コースの変更又は受講申込みの取消しを選択していただきます。

② 開催日、会場、定員、申込み締切日(定員になり次第締め切らせていただきます)

地区	コース名	開催日	会場	定員	申込み締切日
東京	東京①	令和5年 12月26日(火)～27日(水)	千代田区神田三崎町3-6-15 (東京学院ビル2階)	40名	令和5年 11月27日(月)
東京	東京②	令和6年1月13日(土)～14日(日)	〃	〃	12月14日(木)
東京	東京③	3月12日(火)～13日(水)	〃	〃	令和6年 2月13日(火)
東京	東京④	3月23日(土)～24日(日)	〃 1階	〃	2月24日(土)
東京	東京⑤	4月13日(土)～14日(日)	〃 2階	〃	3月14日(木)

【スクーリング講習会場のご案内】



※ 会場となる東京学院ビル(千代田区神田三崎町3-6-15)は、JR総武線「水道橋西口(新宿寄り出口)」徒歩1分です。会場にはエレベーターはございません。あらかじめご了承ください。

【4】パソコンや携帯をお持ちでない方のお申し込み手続きは下記の通りとなります。

① 受講申込みに必要な書類

(1) 講習申込書 1通

- ・このご案内を一番下までスクロールして頂き、資料の中にある「受講申込書(PDF)」を出力して下さい。

『申込書に関する注意点』

(ア) 顔写真の貼り付け(スマホ等で撮影したもので構いません)

- ・1枚(大きさ 縦3cm×横2.4cm相当)を講習申込書の所定欄に貼り付けて下さい。
- ・無帽、無背景、申込み日前6ヶ月以内に撮影したもので、白黒、カラーの別は問いません。

(イ) 希望コース名の記入

- ・第3希望(東京⑦は第2希望まで、東京⑧は第1希望のみ)まで記入できます。第1希望のコースが満席の場合は、弊社より受講可能な他コース等のご連絡(電話又はメールにより)致します。この連絡を受けた方は、弊社の指定する日までに希望コースの変更又は受講申込みの取消しを選択していただきます。

※ 第1希望のみしか受講できない場合は第1希望のみの記入で構いません。

(ウ) 受講料振り込み控えの写しの貼り付け又は添付

(ネットバンクからの振り込みの場合は、振り込み内容が分かる画面を印刷し添付して下さい。)

- ※ ネットバンクからの振り込みは、たまにエラーが発生する事例があります。振り込み後、エラーが出ていないかご確認下さい。

(2) 合格証明書の写し

- ・講習申込書と併せて送って下さい。

② 受講料の納入方法

(1) 受講料 税込み12,100円です。

(2) 振込先

りそな銀行 目黒駅前支店 普通 1849796 株式会社プライシングジャパン
--

- ・振込手数料は、受講生負担となります。
- ・振込人名義は、受講申込者本人としてください。会社名を記入したい場合は、受講申込者名の後に会社名を記入してください。
- ・領収証は原則として発行いたしません。会社経費で処理するため必要となる場合は発行いたしますので、インターネット申込みの際のご要望欄にその旨のご入力をして下さい。郵送申し込みの場合は、余白に領収証発行を希望する旨お書きください。

③ 講習申込書郵送先(※ 持参による受付はできません。)

〒340-0822 埼玉県八潮市大瀬1丁目1番地1-1017号室 株式会社プライシングジャパン

- ※ 郵送する際は、「資料」の中にある「受講申込書送付ラベル(PDF)」を印刷すると便利です。
- ※ 郵送の際は、講習申込書を折らずに入る封筒を使用等し、追跡確認ができるレターパック等から送付又は簡易書留郵便で郵送して下さい。送料は受講生負担となります。
- ※ 講習申込書等をPDFにしてメールすることもできます。弊社のメールアドレスは「seko@pricing.jp」になります。たまにこのメルアドを間違えて届かない場合がありますのでこのメルアドは入力せずコピーしてください。

【5】希望コースの変更等について

① 希望コースを変更する場合

- ・弊社まで速やかに電話にて申し出て、空席のある(お申し出の日から5日以降に開催される)他の受講コースを申し込んでください(ただし、受講コースの変更は、当初申し込まれた受講日の属する年度に行われる受講コースに限られます。年度をまたぐことはできません)。

② 講習当日欠席の場合

- ・欠席される場合は必ず事前にご連絡下さい。この場合、空席のある他の受講コースを申し込んでください(ただし、受講コースの変更は、当初申し込まれた受講日の属する年度に行われる受講コースに限られます。年度をまたぐことはできません)。

【6】受講票の送付

① お申し込み後、3日以内に受講票を添付してメールします。お客様のセキュリティが強いと受講票が添付されていない場合があります。受講票の添付が無い場合は再送しますのでご連絡下さい。

② 受講票を受領した後は受講料の返還はできません。

③ 受講票を受け取られた場合は、氏名・受講日・持ち物・受講会場を必ず確認して下さい。受講票の記載内容(氏名等)に修正事項がある場合はご連絡下さい。

④ テキスト3冊(登録実務講習演習問題と解答解説は宅建業法編テキスト内にあります)は講習申込書に記載された送付先に3日以内に郵送します。

【7】スクーリング講習時の注意事項

① 講習時は受講票に記載の物を必ず持参(受講票は携帯に保存でも構いません)してください(持参されない場合は受講できません)。

② 講習時間の遅刻、途中退室は、原則認めません。

③ やむを得ない事情がある場合は、連続ではなく2日間の講習を受講することもできます(ただし、修了証は2日目の講習を受講し、修了試験に合格した後でなければ交付することはできません)。

【8】その他

① 個人情報の取り扱いについて

- ・弊社は登録実務講習の受講生よりいただいた個人情報は、受講生への連絡、お知らせ、ご案内以外の目的では利用しません。

② 受講の禁止

- ・受講に関しては弊社の指示に従って下さい。弊社の指示に従わない又は指示に従わない恐れがあると弊社が判断した場合は講習を受講することはできません。

《受講生特典》

【1】無料税務、法律、宅建業開業相談

・弊社提携の税理士に税務相談、宅建業開業相談を回数限定ですが無料ですることができます。希望される場合は弊社にご相談下さい。取り次ぎいたします。

【2】無料就労相談

・宅建業者へ就労を希望される方に対し就労のお手伝いをさせていただきます。宅地建物取引士の資格を持たれている方に対する求人企業は多数あります。実務経験が短い又は無い方でも大丈夫です。転職に関する相談は厳守いたしますので安心してご相談下さい。

(注) ・現在、就活中でない方に限ります(既に就活中の方はそちらがはっきりしてからご依頼下さい)。

・一度不採用となった会社には打診できませんので具体的に希望している会社がある場合は、まず弊社にご相談下さい。受講申込みをして頂ければ講習を受ける前でもお手伝いをさせていただきます。履歴書及び職歴書の書き方や面接の想定問答等もアドバイスさせていただきます。

・弊社は就労のお手伝いをいたしますが、実際に紹介できるか、面接してもらえるか、採用されるかについては100%のお約束はできません。あらかじめご了承ください。

【3】お住まいの購入相談

・今現在、**家賃8万**を負担している方は、2,240 万円ローンを組んでいるのと同じこととなります(都市銀行の店頭金利2.475%を35年間組んだ場合)。更に金利優遇が適用されると3,010万円のローンを組んでいるのと同じこととなります(都市銀行の優遇金利0.625%を35年間組んだ場合)。今の所に5年、10年住むおつもりがないようでしたらお住まいの購入を検討してみませんか。もしご検討される場合は、弊社にご相談下さい。具体的に購入をご検討している物件がある場合、弊社は、その物件の価格交渉もいたします。

[4] 収益(賃貸)物件の管理, マンションの大規模修繕工事, 住宅のリフォーム相談

・収益(賃貸)物件の管理, マンションの大規模修繕工事, 住宅のリフォームを考えられている方。弊社提携の業者をご紹介します。